

地域貢献型飲料用自動販売機設置事業者選定プロポーザル実施要領

1 契約の目的

市内の全中学校に飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置することにより、学校施設利用者の熱中症対策、災害対応及びとよた地域クラブ活動（以下「とよクラ」という。）の充実を図る。

2 契約の概要

別添仕様書で定めるとおりに、全豊田市立中学校28施設（別紙1参照）に自動販売機を設置する。

※設置期間：令和8年6月1日から令和13年3月31日まで

3 土地賃付料（年額）

40,131円（令和8年6月1日から令和9年3月31日までの10か月分）

※令和9年度以降は、前年度課税標準額に100分の4を乗じて得た額とする。

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (5) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (6) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者
 - イ 入札公告の日から過去5年以内に、官公庁発注の案件において、自らが管理し、及び運営する自動販売機を設置した実績を有する者であること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

1月28日（水）	事業実施の公告、公表、公募の開始
1月28日（水）	業務説明資料等の交付開始
2月12日（木）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
2月13日（金）	参加資格確認通知書の送付

2月20日（金）	質問の回答期限
2月27日（金）	提案書等の提出期限
3月13日（金）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
3月13日（金）	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
設置場所決定後	公有財産借受申請書受理・行政財産賃貸借契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 3月13日（金） 午前9時～正午のうち指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所 東大会議室4（東庁舎7階）
- ウ 備考
 - ・提出された企画書等に基づき1者25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

6 選考委員

委員長	魅力創造部 副部長	塚田 知宏
委員	学校教育課 課長	岸本 勝史
	学校づくり推進課 課長	安藤 恒仁
	防災対策課 課長	尾形 洋
	学び体験推進課 課長	藤田 憲彦

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面15枚以内（表紙、目次、ラッピングデザイン提案書を除く。）に下記内容を記載し、正本1部及び副本6部を提出すること。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務経歴

官公庁発注の自動販売機設置業務の実績一覧（発注者、請負金額、契約期間、案件概要）

(2) 業務実施方針

業務体制、維持管理（補充、清掃など）の具体的実施方法、緊急時の対応等

※本自動販売機で購入した商品の空き容器は、購入者が持ち帰ることとするため、回収ボックスの設置及び空き容器の回収は不要とする。

(3) 本業務への提案や意見

ア 取扱商品

商品の種類、価格、季節による変化等、取扱商品の特徴について

※学校活動中の生徒及び教職員の自動販売機の利用は不可とする。

イ 熱中症対策

上記の取扱商品以外の提案について

ウ 防災対策

災害時の対応に係る提案について

エ 自動販売機のデザイン

ラッピングデザインの提案について ※詳細は別紙2参照

オ とよクラへの支援

協力金その他支援（※）について

※金額は、本案件で設置する全ての自販機設置の売上に対する割合で表記すること。

協力金がない場合も、その旨を明記すること。

8 評価基準

(1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。

ア 業務経歴等（100点）【事務局評価】

（ア）企業の業務実績（100点）

イ 業務実施計画等（80点）【選考委員評価】

（ア）業務実施方針（10点）

（イ）本業務についての提案・意見 ア・イ・ウ・エ（40点）

（ウ）本業務についての提案・意見 オ（30点）

※評価点（500点）＝ア（業務経歴（100点））＋イ（業務実施計画（80点）×5人）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点者が複数であった場合は、とよクラへの協力金がより高額な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 最低基準点（250点）に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

9 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。

仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、公有財産借受申請書受理のうえ、行政財産賃貸借契約（別紙3参照）を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。

(5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
(2) 人的関係	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。